

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主利益の最大化」の観点から、株主に対し経営の透明性を高めるとともに、適切かつ効率的な経営を目指すことであります。

当社の経営組織といたしましては、取締役会と監査役会を基本としつつ、戦略的かつ、取締役会における迅速で適切な意思決定を行うため、社長以下、役付取締役の5名を構成メンバーとする「経営会議」を設置しております。経営会議は、戦略的観点から経営に関する基本的方向を決定しており、併せて取締役会での議論に必要な情報を担当セクションから収集し、必要に応じて弁護士や公認会計士等の第三者の立場から意見を聴取したうえで議論を行い、情報と論点の整理を行っております。取締役会ではこれをもとにさらに議論を重ね、会社としての最終的な経営意思決定を行っております。

取締役会については取締役16名で構成しております。現時点では社外取締役は選任しておりませんが、経営に対する責任を明確化するために取締役の任期を1年としております。

監査役会については、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成する監査役会の機能強化による監督機能の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	12,659,110	9.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,343,100	4.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,695,000	4.25
エフティシー株式会社	4,274,000	3.19
寺町彰博	3,644,300	2.72
ジェービー モルガン チェース バンク 385078	3,259,305	2.43
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	2,546,683	1.90
メロン バンク エヌイー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	2,336,823	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,063,800	1.54
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,895,529	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は平成23年9月30日現在の状況です。なお、上記のほか、当社は自己株式を5,254,710株保有しております。平成22年1月8日付でファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーより変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日 平成21年12月31日)、当社として当第2四半期会計期間末における実質保有株式数の確認ができておりません。平成23年10月7日付でキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー及びその共同保有者より変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日 平成23年9月30日)、当社として当第2四半期会計期間末における実質保有株式数の確認ができておりません。

平成23年10月7日付でユービーエス・エイ・ジー及びその共同保有者より変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日 平成23年9月30日)、当社として当第2四半期会計期間末における実質保有株式数の確認ができておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と連携し、随時会計監査人から監査の経過、内容につき報告を受けており、監査の実施状況、結果につき把握するよう
いたしております。
また、当社は内部監査室を設置し、内部監査規程に基づいて、業務執行の忠実性、確実性、合理性、さらには経営効率性を評価すべく、内部監
査を恒常的に実施しております。監査役は監査業務に必要な事項を内部監査室の職員に指示し、連携して監査手続きを遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
渡邊 滯夫	税理士		○							○
米 正剛	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
渡邊 滯夫	○	独立役員として指定しております。	税理士の資格を有し、企業の税務・財務会計に精通しております。その幅広い経験、見識を活かして、当社の経営に対するチェックを行っていただくため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。 また、同氏は取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
米 正剛		—	弁護士の資格を有し、企業法務ならびに企業経営の統治に関して精通しております。その幅広い経験、見識を活かして、当社の経営に対するチェックを行っていただくため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2012年3月に終了する事業年度から業績連動型報酬制度の導入することとしております。業績と明確に連動する業績連動型報酬制度は、単年度と中期的な業績が取締役の報酬額と連動することにより、株主利益との共有化が図れ、取締役の業績向上への意欲士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容
定款又は株主総会決議に基づく報酬 取締役18名 350百万円、監査役4名 53百万円(うち社外監査役2名 18百万円)
・上記には、平成22年6月19日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
・上記の他に、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額98百万円があります。
・上記の他に、平成22年6月19日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対し、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
役員退職慰労金 11百万円(退任取締役1名)
・上記には、平成23年6月18日開催の第41期定時株主総会で決議の役員賞与50百万円(取締役16名に対し45百万円、監査役4名に対し5百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円))が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等については、取締役の報酬総額を月額100百万円以内にて、役職・役割に応じて安定的に支給する確定金額報酬と、支給対象たる事業年度における連結当期純利益の額に3%を乗じた額に、当該事業年度を含む直近4事業年度の連結当期純利益の額の平均額に

3%を乗じた額を加算した額を上限とする業績連動型報酬により構成されております。
業績連動額報酬については業績の貢献度合いに応じてその額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制については、社内監査役と同様に内部監査室がスタッフ業務を務めております。また、社外監査役は各部門からの報告内容を把握するため、月例の全社会議に出席いたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営組織は、取締役会と監査役会を基本としつつ、役付取締役から構成される経営会議を設置しております。

経営会議では、取締役会での議論に必要な情報を担当部署より収集したうえで議論を行い、取締役会における適切な意思決定のための情報と論点の整理を行っております。さらに、経営会議では、社内での情報収集のほかに、必要に応じて弁護士や公認会計士の第三者の専門家から意見を聴取することによって、客観的な判断をなすよう努めております。そして取締役会では、こうした経営会議における整理を踏まえて、さらに議論を重ね、会社としての最終的な意思決定を行っております。このように、経営会議を活用することによって、取締役会における迅速な意思決定を実現するとともに、取締役会の意思決定過程に第三者の意見を反映させることによって、経営監督機能を実現しております。

なお、社外取締役の選任については、現時点では、当社のように、LMシステムおよびこれに関連する機器の製造販売という、いわば単一に近い事業を営んでいるという業態に照らせば、業務執行取締役によって構成される取締役会が業務執行の意思決定を行い、監査役ないし監査役会がその業務執行を監督・監査するという体制が当社のガバナンス形態としては適切と考えておりますことから、当面は会社法の定めにしたがって、取締役に對する監査役機能の強化という点から社外監査役制度を導入しております。

現に当社の社外監査役は取締役会や経営戦略会議に出席され、活発に発言されておりますので、業務執行を担う取締役会や業務執行取締役への牽制機能という役割を十分に果たしております。

会計監査人については、太陽ASG有限責任監査法人を選任しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、川口勉氏、田尻慶太氏、秋田秀樹氏の3名であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他23名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営監督機能と業務執行機能を分離させるため、役付取締役は担当業務を有さないものとし、監督機能の独立性を確保しております。加えて、使用人を兼務している取締役に相互監視と社外監査役を含む監査役による経営の監査を行うこととしております。また、社外監査役が取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告に関する聴取を行っており、経営に関する監視機能を十分に発揮しているものと考えております。

なお、社外取締役の選任については、現時点では、当社のように、LMシステムおよびこれに関連する機器の製造販売という、いわば単一に近い事業を営んでいるという業態に照らせば、業務執行取締役によって構成される取締役会が業務執行の意思決定を行い、監査役ないし監査役会がその業務執行を監督・監査するという体制が当社のガバナンス形態としては適切と考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	機関投資家や海外投資家等、実際に招集通知が手元にきてから、議決権を行使するまでの期間が短い株主に対し、行使するまでの時間が少しでも多くとれるようにするため、約3週間前の発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1名でも多くの株主の方にご出席していただきたいとの趣旨のもと、株主総会の集中する6月末を避け、比較的出席しやすいと思われる6月中旬の土曜日に株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行のサイトを經由して、電磁的方法(インターネット)による議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期、期末の決算発表翌日に決算説明会を開催しております。この他、必要に応じて投資家向け説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身が少なくとも年に1回は海外の機関投資家を訪問し、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	日本語ページと日本語と同等の内容の英語ページを設け、外部に公表している全てのIRツール(決算短信、決算説明会での配布資料、決算説明会の動画、アニュアルレポート等)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はTHK基本方針を制定し、社内の全ての規程、行動規範に優先するものと位置付けております。そのTHK基本方針において、当社は全てのステークホルダーに対し適正かつ公平な情報開示を行うことを宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動としては、当社製品からの有害物質の排除および温暖化ガスの削減を基軸に据えた環境負荷低減の取り組みを図っております。また、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当会社の業務を適正に確保するための体制を以下のとおり整備しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「THK基本方針」を制定する。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会およびその下部組織として、各業務部門の代表をメンバーとするコンプライアンス部会を設置する。コンプライアンス委員会は、社外の専門家もそのメンバーに加え、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。法令上疑義のある行為等について、従業員が、匿名で、社外の専門家にも直接情報提供を行なう手段として、「THKヘルプライン」を設置、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理、新型インフルエンザ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行なうものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社の対応はリスク管理室が行なうものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を定める。各部門を担当する取締役は、その目標達成のために各部門の具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。取締役会は、ITを活用して月次および四半期ごとの進捗状況をレビューし、必要に応じて改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。当社取締役およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会ならびに当社およびグループ各社における内部統制に関する前記の担当部署へ報告する。担当部署は、内部監査報告の結果を受けて、必要に応じてグループ各社に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行なう。また、財務報告の信頼性を確保する体制としては、グループ各社を対象とする「財務報告に係る内部統制規程」を設け、整備および運用を行なう。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、THKヘルプラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告者、報告受領者、報告の時期等の報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとするが、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、および、重大な法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、使用人から監査役会に直接報告することができるものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長、専務取締役、常務取締役それぞれとの間の定期的な意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当会社の反社会的勢力排除に向けた体制を以下のとおり整備しております。

1. 当社は、「THK基本方針」において「反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応」することを宣言しております。

2. 当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、特防連)に加盟し、特防連等の主催する月例会等で情報を収集するとともに、経営戦略室で情報の一元管理を行っております。

3. 当社は、反社会的勢力から不当要求があった場合には、経営戦略室およびリスク管理室が対応することとしております。その際、所轄の警察署等と連携をとりながら、特防連の講習等に参加した経営戦略室およびリスク管理室の職員が対応し、必要に応じて顧問弁護士を通じて法的手段に訴えるなどして断固とした姿勢で対応することとしております。

4. 当社は、反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力と関係がないことを約した誓約書を提出いただくよう努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



